

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(3月臨時会)会議録

日 時	令和5年3月17日(金) 開会17時30分 閉会18時30分																						
会 場	市民会館 1F 第1会議室																						
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育長</td> <td style="width: 50%;">岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table>	教育長	岩 淵 隆	教育長職務代理者	土 谷 秀樹	委 員	尾 形 直子(欠席)	委 員	福 屋 栄人	委 員	白 崎 亜紀子												
教育長	岩 淵 隆																						
教育長職務代理者	土 谷 秀樹																						
委 員	尾 形 直子(欠席)																						
委 員	福 屋 栄人																						
委 員	白 崎 亜紀子																						
会議出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育部長</td> <td style="width: 50%;">竹内 春実</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大 嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>早 川 剛志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤本 恵美子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加 藤 孝行</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>岩 崎 春恵</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 橋 光男</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀 越 拓也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課指導主事</td> <td>甲 斐 丈治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>柴 田 慎一</td> </tr> </table>	教育部長	竹内 春実	教育部次長	大 嶋 克幸	教育総務課長	早 川 剛志	教育支援課長	藤本 恵美子(欠席)	学校給食センター長	加 藤 孝行	社会教育課長	黒 氏 優子	読書推進課長	岩 崎 春恵	郷土資料館長	高 橋 光男	教育施設課長	堀 越 拓也	教育総務課指導主事	甲 斐 丈治	教育総務課主査	柴 田 慎一
教育部長	竹内 春実																						
教育部次長	大 嶋 克幸																						
教育総務課長	早 川 剛志																						
教育支援課長	藤本 恵美子(欠席)																						
学校給食センター長	加 藤 孝行																						
社会教育課長	黒 氏 優子																						
読書推進課長	岩 崎 春恵																						
郷土資料館長	高 橋 光男																						
教育施設課長	堀 越 拓也																						
教育総務課指導主事	甲 斐 丈治																						
教育総務課主査	柴 田 慎一																						
議題及び議事の概要	別紙のとおり																						
会議の傍聴を許可された者	なし																						
議事録署名委員	福屋 栄人																						

## 令和4年度恵庭市教育委員会会議(3月臨時会)結果表

令和5年3月3日(金) 17時30分開会

18時30分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	教育委員会事務局職員の人事異動について(非公開)	原案可決
議案第2号	恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について	原案可決
議案第3号	恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について	原案可決
議案第4号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第5号	恵庭市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について	原案可決
議案第6号	恵庭市立学校に勤務する教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について	原案可決
議案第7号	恵庭市立学校に勤務する事務職員の職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について	原案可決

### ○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :竹内教育部長、大嶋教育部次長、早川教育総務課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、岩崎読書推進課長、高橋郷土資料館長、堀越教育施設課長、甲斐教育総務課指導主事、柴田教育総務課主査

# 議 事 録

開会 17時30分

- 教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
- 事務局 今回会議の議事録署名委員は、福屋委員お願いします。
- 教育長 よろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 教育長 次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。
- (事務局から前回の議事録について報告)
- ただいまの記録のとおり承認するという事でよろしいですか。
- 各委員 (はいの声)
- 教育長 続いて日程3、議案に入ります。  
議案第1号、教育委員会事務局職員の人事異動については、教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準のうち、個人情報に係る全面的に非公開とする議案の協議が行われますので、恵庭市教育委員会会議規則第16条に基づく秘密会として非公開で行うことに決定したいと考えます。それに異議ありませんか。
- 各委員 (なしの声)
- 教育長 異議なしと認めそのように進めさせていただきます。
- (議案第1号非公開審議)
- 次に、議案第2号は、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について説明いたします。4ページの議案2をご覧ください。前回の教育委員会において、恵庭市教育支援センター設置運営要綱の制定について報告しましたが、「適応指導教室」の名称を「教育支援センター」に変更することに伴い、本規則を改正するものであります。新旧対照表は省略しております。このページの改正規則で説明します。別表に、各課の事務分掌が規定されておりますが、その中で教育支援課の事務分掌中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改めるものであります。附則であり

ますが、本改正規則は公布後、令和5年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長                    ただいまの議案第2号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員                    ( なしの声 )

教 育 長                    お諮りいたします、議案第2号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員                    ( はいの声 )

教 育 長                    議案第2号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第2号について終了いたします。

次に、議案第3号は、恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局                    議案第3号、恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について、説明いたします。6ページの議案3をご覧ください。本規程も、議案第2号と同様の理由により改正するものであります。新旧対照表は添付しておりませんので、このページの改正訓令で説明します。別表第2に、課ごとの個別決裁事項や決裁権者等が規定されておりますが、その中で教育支援課の決裁・専決事項中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改めるものであります。附則であります。令和5年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長                    議案第3号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員                    ( なしの声 )

教 育 長                    お諮りいたします、議案第3号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員                    ( はいの声 )

教 育 長                    議案第3号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第3号について終了いたします。

次に、議案第4号、恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局                    議案第4号、恵庭市立学校管理規則の一部改正について、説明いたします。8ページの議案4をご覧ください。今回の主な改正点は大きく2点で、1点目は、教諭等の職務の明確化や、事務職員の校務運営への参画促進のため、それぞれ職務の内容その他職務の遂行に関し必要な事項を定める規定の追加、2点目は、令和3年に

道の条例改正を受け、恵庭市立学校の教職員も「1年単位の變形労働時間制」を活用できる規定を追加するものであります。なお、「1年単位の變形労働時間制」ではありますが、いわゆる「休日のまとめ取り」のことで、正規の勤務時間を超えて勤務した分を夏休みや冬休みなどに充てることで、集中して休日を確保できる制度であり、教職員の心身のリフレッシュなど、働き方改革を目的としております。それでは、9ページの新旧対照表をご覧ください。第6条の2として、第1項は、議案第6号で説明しますが、教諭等の標準的な職務の内容その他職務の遂行、第2項は、これも議案第7号で説明しますが、事務職員の職務の内容その他職務の遂行に関し、それぞれ必要な事項を定める規定を追加するものであります。次に、第7条は、第6条の2で定める事項を参酌して校務分掌を定める規定を追加するものであります。次に、第28条では、職員の勤務時間、休暇等に係る根拠条例・規則を新たに追加するものであります。最後に、第29条の2として、道の条例・規則に基づく勤務することを要しない時間の指定は、校長が行う旨の規定を追加するものであります。8ページに戻り、附則ではありますが、本改正規則は公布後、令和5年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長                    いま説明がありました、議案第4号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員                    ( なしの声 )

教 育 長                    お諮りいたします、議案第4号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員                    ( はいの声 )

教 育 長                    議案第4号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第4号について終了いたします。

次に、議案第5号は恵庭市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局                    議案第5号、恵庭市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について、説明いたします。11ページの議案5をご覧ください。本規則は、教職員の業務量の適切な管理や、健康や福祉の確保を図るための措置に関する規則ではありますが、先ほど説明した「1年単位の變形労働時間制」を活用できることとするため、所要の改正を行うものであります。12ページの新旧対照表をご覧ください。第1条は、正規の勤務時間の根拠として、給特条例第9条第1項(長期休業期間中に週休日を連続して設けるための週休日及び勤務時間の割振りの特例)を追加するものであります。次に第2条では、第1項では恵庭市立学校管理規則第19条第1項第3号に掲げる日(開校記念日)を加えることと、「1年単位の變形労働時間制」を活用する場合は時間外在校等時間の限度について、第1号では1月につき42時間、第2号では1年につき320時間、第2項第4号では1年のうち超える月数が1月につき42時間となることを追加するものであります。11ページに戻り、附則ではありますが、本改正規則は公布後、令和5年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。



ツシュしやすいのかなと思います。

教 育 長 他にご質疑ありますか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 お諮りいたします、議案第5号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 ( はいの声 )

教 育 長 議案第5号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第5号について終了いたします。

次に、議案第6号は、恵庭市立学校に勤務する教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号、恵庭市立学校に勤務する教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の制定について、説明いたします。15ページの議案6をご覧ください。本要綱は、教諭等がその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的として制定するものであります。内容であります。第1条は、目的について、ただいま申し上げた内容を規定しております。第2条は、教諭の標準的な職務の内容及びその例を、17ページの別表のとおりとすることを規定しております。第3条は、主幹教諭の標準的な職務の内容について、別表に掲げるもののほか、第1号から第3号までの3点規定しております。第4条は、助教諭の標準的な職務の内容を、第5条は、講師の標準的な職務の内容を規定しております。次に第6条は、教諭等の職務の遂行に係る留意事項について、16ページまでの6点規定しております。17ページの別表は、教諭等の標準的な職務の内容及びその例を規定しております。最後に16ページに戻り、附則であります。本要綱は、令和5年4月1日から実施するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 いま説明がありました。議案第6号について、ご質疑等がございますか。

委 員 別表の内容は、これまでもあった業務で、今回要綱制定ということで、あえて明確に役割を分けて記載したということなのではないでしょうか。

事 務 局 これまでも行っていた業務を、改めて標準的な職務として内容を例示したもので、これを標準という意味合いで具体的に規定しているものです。

教 育 長 そもそも、今回、なぜこれを制定したのですか。

事 務 局 中央教育審議会にて、持続可能な学校指導や運営体制の構築について答申を受け、こちらも学校における働き方改革の位置づけになっておりますので、教員が行う業務を明確化、適正化して確実に実施するというのが、背景としてあります。そして教諭等は専門性を

発揮して、本来の職務を行うことができるよう環境を整備するということが、今回このような職務を制定した目的となっております。

教 育 長 他にございませんか。

各 委 員 ( なしの声 )

教 育 長 お諮りいたします、議案第6号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 ( はいの声 )

教 育 長 議案第6号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第6号について終了いたします。

次に、議案第7号は、恵庭市立学校に勤務する事務職員の職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号、恵庭市立学校に勤務する事務職員の職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について、説明いたします。19ページの議案7をご覧ください。事務職員がより主体的かつ積極的に校務運営に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的として制定するものであります。内容であります。第1条は、目的について、ただいま申し上げた内容を規定しております。第2条は、第1項では専門性を生かし、主としてつかさどる職務の内容及びその例を、20ページの別表第1のとおり、第2項では担当することが望ましい職務の内容及びその例を、21ページの別表第2のとおりとすることを規定しております。第3条は、事務職員の職務の遂行に係る留意事項について、6点を規定しております。20ページの別表第1は、事務職員が専門性を生かし、主としてつかさどる職務の内容及びその例を規定しております。21ページの別表第2は、事務職員が担当することが望ましい職務の内容及びその例を規定しております。最後に19ページに戻り、附則であります。本要綱は、令和5年4月1日から実施するものであります。よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 いま説明がありました。議案第7号について、ご質疑等がございますか。

委 員 別表第1と第2があつて、第2は担当することが望ましい職務の内容となっておりますが、担当することが望ましい職務となると、担当しなくてもよいということにもなるのかなと思いますが、担当しなかった場合どのような取り扱いになるのでしょうか。

別表第2について、担当することが望ましい職務ということですが、事務職員が行っている学校もあれば教員が担当しているという学校もあるところ。ここでは事務職員が担当することが望ましいということで例示はしていますが、教員が担当することは学校によってはありうるという趣旨でございます。

教 育 長 数年前に学校教育法が改正されまして、もともとは事務に従事する、という表現だったも



のが、事務をつかさどるという表現に変わりました。小、中、高校すべての事務職員やはり学校の中はチームとして、チーム学校としてやっていくためには、事務職員にも加わってもらい、専門性を有するスタッフとして学校運営に深く関わってもらおうという趣旨でした。委員のご指摘もその通りだと思います。ただ対象の職務全体を見ますと、学校によっては自治体が雇っている職員が担当したり、教員が担当したり、様々で、学校によって違うなかで、あくまでも例示として規定したものではないかなと思います。

委員           なんとなく、担当することが望ましいというよりも、事務職員の方がやらなければならないというニュアンスになってくるのではないかなと思います。それが負荷をかけることになるのかどうかはわからないのですが、「望ましい」という表現がよいのかどうか、疑問に思いました。

教育長           この言葉も行政手続き上、北海道が定めた言葉ですのでそれに倣ってということになりますが「望ましい」ということですし、「私はしたくありません」というものでもありませんのでそこは学校の事情、分掌の中で決めてもらうことだと思います。最終的には学校長の判断となります。本人がやりたくないとなっても「はいそうですか」とはなりません。学校長の名のもとにおいて学校で仕事をしているわけですから、そこも学校長の判断となります。

事務局  
(指導主事)       事務職員というのは、今までどちらかという事務という感じがしていましたが、今の時代、事務職員もやはり教育に関わる部分、例えば今のところという学校評価とか学校経営とかという部分が、これまでは関わりが薄かったと思います。教育長がお話しされたように事務職員の職務の言葉が変わりましたが、変わった意図というのが、学校経営にどれだけ関わっていくかということがこれからの課題であり、そして組織的にやっていこうということなので、今まであいまいだった部分で「事務職員の仕事ではない」と言っていた部分を、学校経営を考えれば、学校評価だとかも関わりましょうと。証明書等の手続きは一般的に事務職員がやっているのしょうけども、申請等は基本的に教員などが自分でするものという風になっている部分も事務職員がやってくれているというところもあるので、そこを組織的にどうやっていくか。職種が教職と事務職は違いますよね。そこを同じベクトルで、絡めてやっていくというところが、今回の「望ましい」という言葉の意味なのかなと思います。やりなさいとまではいかないけども「ここまでは」という、逆にいうと「望ましい」と示して、これをやっていきましょうという意図なのかなと個人的には思います。

教育長           他にございませんか。

各委員           (なしの声)

教育長           お諮りいたします、議案第7号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員           (はいの声)

教育長           議案第7号については、原案のとおりとします。  
以上で議案第7号について終了いたします。

続いて日程4、その他について事務局お願いします。

事務局 教員住宅の在り方に係る管理者住宅の有効利用について、報告させていただきます。3月3日に開催されました教育委員会において、恵庭市教員住宅のあり方で管理者住宅について、4年度の検証、5年度の廃止のスケジュールと報告させていただいたところですが、新年度の教員住宅の申し込みを終了したところ、空き住宅2件に対し4件の申し込みがあり、2件の不足となりました。こうしたことから今回、教員住宅の不足解消と管理者住宅の有効利用を図るため、2件の修繕の伴わない管理者住宅を一般教員住宅として貸し出すことといたしましたので、改めてご報告させていただきます。

教育長 このことについて質問等ありますか。

委員 それは一般教職員が、本人が勤務している学校ではない学校の管理者住宅に住むということですか。

事務局 2件のうち、1件につきましては他の学校の方が違う学校の管理者住宅に住むということになりますが、もう1件につきましては、恵庭中学校なのですが、恵庭中の教員のため、恵庭中学校の管理者住宅に住むというかたちになりました。

教育長 その他、ありますか。

( 次回の日程確認 )

その他、全体を通して何かありますか。

各委員 ( なしの声 )

教育長 なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

終了